岐阜県家畜伝染病防疫対策本部　第11回本部員会議

日　時：平成３０年１１月２１日（水）
１０時３０分～
場　所：県庁４階　特別会議室

Ⅰ　防疫措置の完了について

Ⅱ　農場及びと畜場の出荷制限等の解除について

Ⅰ　防疫措置の完了について

１　発生農場における防疫措置の完了

経緯

１１月１５日（木）

１４：４０　　岐阜市獣医師から県に連絡（元気消失、発熱のある豚あり）
１６：１５　　中央家畜保健衛生所職員が立入検査を実施
１８：２０　　ＰＣＲ検査開始
２２：１０　　当該農場が利用していたと畜場に対し、受入自粛を事前連絡
２２：２０　　岐阜市堆肥センターへの営業自粛を事前連絡
２３：００　　搬出制限区域内８農場へ事前連絡

１１月１６日（金）

１：００　　豚コレラ疑似患畜確定（ＰＣＲ検査　陽性）
※２０：１０　遺伝子解析結果判明（患畜）
搬出制限区域内８農場への搬出制限の実施
監視対象農場（２０農場）の出荷自粛要請
と畜場の受入自粛及び堆肥センターの営業自粛要請

４：３５　　殺処分開始、消毒ポイント設置
６：２０　　殺処分完了
８：０５　　埋却作業開始
１５：００　　防疫措置完了

Ⅱ　農場及びと畜場の出荷制限等の解除について

Ａ　監視対象農場の出荷再開について

１　現状

豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた１９農場と同一の獣医師に受診していた１農場の計２０農場（「監視対象農場」）について、１１月１６日より出荷等を自粛。

＜自粛の内容＞

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（農林水産省）」に沿って、以下の移動を自粛。

- 生きた豚等
- 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵
- 豚等の死体
- 敷料、飼料、排せつ物等
- 家畜飼養器具

２　監視対象農場（２０農場）の清浄性確認

・万が一のウィルスの拡散、疾病のまん延を防止するため、立入検査、遺伝子検査等を実施し、全ての農場において異常がないことを確認。

期間：１１月１７日（土）～１９日（月）
内容：臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査
結果：すべて　陰性

３　出荷再開に向けての取り組み

（１）出荷再開の条件

・「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を国と協議のうえ策定し、農場及び出荷豚の安全性が確認されれば、自粛を解除し出荷を再開。

（２）県の取り組み

「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」及び「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を策定。従前のと畜場での全頭検査に加え、農場における

出荷豚の安全性確認検査のダブルチェック体制を確立。

＜「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」による安全確認体制＞

※文中のアンダーラインは、国の指示を上回る安全確認体制。

①農場毎に専属の家畜防疫員を配置する。

②家畜防疫員は、週１回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施。

③農場に対し、毎日２回、死亡豚のほか、下痢、活力低下、食欲低下などの症状のある豚について、日齢、頭数、体温、豚の様子を報告させ、豚に異常がある場合は獣医の所見を徴求するとともに、家畜防疫員が確認。

④家畜防疫員は、毎日の報告や立入り検査により、豚コレラを疑われる死亡豚が確認された場合は、剖検を実施。

⑤家畜防疫員は、出荷前に、臨床検査及び遺伝子検査を実施。

○いのしし調査対象区域内の農場（６農場）

出荷前日に、出荷予定の豚全頭について検査を実施

○いのしし調査対象区域外の農場（５農場）

週１回、飼養豚について抽出検査（国の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」に準拠）を実施

＜「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」による安全確認体制＞

※文中のアンダーラインは、当該と畜場の従前の対応に、さらに今回強化された措置。

①と畜場法に基づき、県のと畜検査員（獣医師）は、出荷豚全頭のと畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したもののみ食用として流通。

なお、生体検査については、**２名に増員して**実施する。

②と畜場への搬入時の衛生管理については、①午前の搬入完了後、②セリのトラック搬出完了後、③午後の搬入完了後ごとに運搬車両が通過した通路の洗浄・消毒を行うとともに、豚房は毎日、洗浄・消毒するなど、「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を定め適正に管理。

４　再開予定日

岐阜県監視対象農場衛生監視プログラムにより、１１月２３日から出荷を再開。

Ｂ　搬出制限区域内農場の出荷再開について

１　現状

家畜伝染病予防法第３２条に基づき、搬出制限区域内（発生農場から１０ｋｍの範囲）の８農場については、１１月１６日より豚、飼料、排泄物等の移動を制限。

２　出荷再開に向けての取り組み

（１）出荷再開の条件（例外措置）

以下の条件が整い、国との協議が整えば、例外措置として出荷を再開。

【例外措置の国の条件】

・家畜防疫員による「臨床検査」で異常がないこと

・と畜場出荷前後及び出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること

（２）県の取り組み

・国が求める「臨床検査」に加え、農場の安全性をより担保するため、監視対象農場と同様の取組み（臨床検査、遺伝子検査等）を実施。

※搬出制限区域内の８農場のうち、豚を出荷しているのは６農場。なお、この６農場は、全て「監視対象農場（２０農場）」に含まれる。

３　再開予定日

例外措置の対象となる６農場について、１１月２３日に出荷を再開。

【搬出制限区域の解除】

発生農場を中心とした半径１０ｋｍ以内に設定した「搬出制限区域」は、発生農場の防疫措置完了後１７日が経過した後に、清浄性の確認検査を実施し、陰性であることが確認されれば、国との協議を経て、搬出制限が解除できる。

Ｃ　と畜場の再開について

１　現状

ウィルスの拡散、疾病のまん延を防止するため、「岐阜市食肉地方卸売市場（と畜場）」は、１１月１６日より受入れを自粛。

２　と畜場再開に向けての取り組み

（１）再開の条件

・国と協議のうえ、バイオセキュリティ要件を作成し、と畜上の安全性が確認できれば自粛を解除し、再開。

（２）県の取り組み

・前述＜岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件＞のとおり。

２　再開予定日

１１月２１日より、と畜場を再開し、搬入を開始。

岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム

※文中のアンダーラインは、国の示した内容に岐阜県独自の安全確認体制を加えたもの

１　監視対象農場

豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた農場及び同一の獣医師に受診していた農場の計２０農場を対象とする。

対象農場は、別紙１のとおり。（非公表のため省略）

２　死亡数等の報告徴求

県は、監視対象農場となる期間中、各農場から以下の内容について、別紙２により、毎日２回、午前９時時点の状況を当日の午前１１時までに、午後４時時点の状況を当日の午後６時までに報告を求める。

①死亡頭数・日齢及び死亡状況
②飼育豚の臨床症状（発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎、チアノーゼ、死流産、その他）
③検温（①の同一豚房の個体、②の個体）
④診療状況（獣医の診療を受けた場合）
⑤前日の出荷頭数

３　立入検査

県は、監視期間中は、以下の条件で農場に立入り、検査を実施する。

なお、農場の立入りについては、農場毎に専属の家畜防疫員を固定する。

（１）定期検査：週に１回以上
（２）浸潤状況確認検査：防疫措置完了日後直ちに
（３）監視解除前の確認検査：発生農場との最終接触日から 21 日経過した日（最終接触日が不明な場合は防疫措置完了日）

＜検査内容＞

（１）～（３）の検査：臨床検査・検温、血液の遺伝子検査及び死亡豚の剖検

・豚コレラが疑われる死亡豚が確認された場合は、剖検を行う。
・死亡豚が複数頭の場合は、死亡が集中している豚房、豚コレラを疑う症状のある豚房等の死亡豚を抽出する。（最大３頭）
・剖検の結果、豚コレラが疑われる症状が認められた場合は、採材し（扁桃、脾臓、腎臓等）、蛍光抗体法及び遺伝子検査を行う。

（２）及び（３）の検査：前述の検査に加え、血液検査及び抗体検査を行う。

※立入検査を行う家畜防疫員は、農場へ入った後のシャワー、耳・鼻の清拭、清潔な衣服への交換、メガネをかけている場合はその洗浄を徹底すること。ただし、立ち入った農場において、豚コレラを疑う臨床症状が認められた場

合は、他の農場への訪問までに原則として３日間の期間をあけること。

４　緊急立入検査

上記２及び３において、異常が認められた場合（※）は、県は農場に立入り、臨床検査、同居豚の検温及び採血を行う。

血液検査の結果（白血球減少等）を考慮し、病性鑑定を行うものとする。

なお、解剖時に各臓器の写真を撮影するとともに、扁桃による蛍光抗体法、遺伝子検査及び血清を用いた抗体検査を実施する。

（※）緊急立入を行う場合の例
・同一豚房内で複数の死亡が認められた場合
・豚コレラを否定できない臨床症状（発熱（41℃）、元気消失、紫斑等）が認められた場合

５　検査頭数

３の検査における各農場の検査頭数は、９５％の信頼度で１０％の感染率を摘発することができる数とし、次のとおりとする。畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

全飼養頭数	採材頭数
１～15 頭	全頭
16～20 頭	16 頭
21～40 頭	21 頭
41～100 頭	25 頭
100 頭以上	30 頭

６　出荷前の立入検査

家畜防疫員は、出荷前に、臨床検査及び遺伝子検査を行う。

（１）いのしし調査対象区域内の農場（６農場）

出荷前日に、出荷予定の豚全頭について検査を実施

（２）いのしし調査対象区域外の農場（５農場）

週１回、飼養豚について抽出検査（国の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」に準拠）を実施

岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件

※文中アンダーラインは、当該と畜場の従前の対応に、さらに今回強化された措置

岐阜市食肉地方卸売市場

１　運搬車両関連

（１）家畜の搬入時は、と畜場管理者又は県職員が立合い、家畜所有者名・運転手名・トラックの入出時間を記録する。また、搬出制限区域内の豚の運搬車両は、消毒ポイントの通過歴を記録する。

（２）市場へ搬入ごとに入口で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。また、豚の搬入完了後及び市場退場時においても、車両洗浄場所で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。

（３）食肉市場敷地内の出荷車両が通過する場所については、毎日消毒を行う。

（４）運搬車両消毒槽については、常に消毒液が満水であることを確認する。

２　運転手関連

運搬車両運転手に、下記を徹底する。

① 運転手は運転時の長靴とは別に、と畜場専用長靴を必ず持参する。
② 施設内で降車する場合は、必ずと畜場専用長靴に履き替え、運転時と降車時の長靴は明確に区別する。
③ 運転手は食肉市場入口にて長靴を消毒（専用コンテナ）した後、受付を行う。
④ 食肉市場専用長靴は、車内に直置きしない（専用トレーなどの上に置く）。
⑤ 運転手は、作業に入る前に必ず、専用の服、使い捨て手袋を着用する
⑥ 運転手が係留場所に入る際の入口は、トラックの大きさごとに限定する。
⑦ 退場時、食肉市場専用長靴については、消毒を行う。
⑧ 専用の服については、搬入ごとに洗濯したものを着用する。
⑨ 運転手は、上記の遵守状況を記録し、と畜場管理者へ提出する。

３　施設関連

（１）①午前の搬入完了後、②セリのトラック搬出完了後、③午後の搬入完了後ごとに運搬車両が通過した通路の洗浄・消毒を実施する。

（２）豚の搬入は１農場毎消毒を行い、搬入が完了したら、その都度、豚搬入口の洗浄・消毒を実施する。

（３）豚房は毎日洗浄・消毒を実施する。

（４）トラックの荷台の敷料（糞便を含む。）置き場の周辺を、毎日、洗浄･消毒する。

また、敷料置き場は、夜間はカーテンで被覆する（可能な限り荷台の敷料は用いない。輸送中に出た糞便は浄化槽に入れる。）。

（５）と畜場管理者は、上記の実施状況を記録し保管する。

（６）再開する時は施設全体を消毒する。

４　搬入個体関連

搬入時に豚の異常が認められた場合は、作業を中止し、速やかに中央家畜保健衛生所に通報するとともに、中央家畜保健衛生所の指示に従う。

５　その他

牛についても本要件に準ずる。

10.0 km
1:200,000